

答弁書第一五三号

内閣参質一八九第一五三号

平成二十七年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員葉師寺みちよ君提出女性の健康支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員葉師寺みちよ君提出女性の健康支援に関する質問に対する答弁書

一及び三について

女性の職業生活における活躍を推進するに当たって、女性の健康が損なわれることのないようにすることは重要と認識しており、政府としては、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）その他の労働関係法令に基づき、女性労働者を含めた労働者等の健康が確保されるよう取組を行っているところである。また、第百八十九回国会に提出した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案においては、事業主の責務として、その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備等の取組を自ら実施するよう努めることが定められており、こうした取組の一つとして長時間労働の是正が行われ、それを通じて女性労働者を含めた労働者等の健康の維持増進が図られるものと考えている。

二について

男性と女性とでは、それぞれが抱える健康上の課題が異なることから、政府としては、女性の健康については、男性の健康と異なる配慮が必要であると認識している。

四について

政府としては、女性の健康の維持増進を図っていくに当たっては、人生における段階ごとの女性の健康上の課題に配慮した、適切な支援を行う必要があると考えている。